



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

53

民間の調停制度を知っていますか

1. はじめに

私は、弁護士になって 弁護士に間に入って仲裁 真ぐから、民間総合調停 して欲しい」と依頼され センター(以下「民調」) ることがあります。弁護 という公益社団法人の運 士がそのような中立的な 営委員をしています。民 立場にあると信頼され 調のことを知らない方が いることは有難いのです 多いのではないかと思 が、弁護士は裁判官のよ しい、紹介させていただき うな第三者ではありません ます。

2. 立会人?

者から依頼を受けて着手 いるかを判断します。

「法律の専門家である 金をいたたいて働くわけ ですから、一方当事者の 代理人です。」

3. 裁判沙汰

第三者に判断してもら う方法としては、裁判が ります。裁判は、第三 の中から3人の専門家が

5. あっせん人

民調では、申し立てら れた事案に応じて、名簿 野に限定はありません。

6. 和解

3人のあっせん人が、 交互に当事者から意見を 聞き、和解を目指します。 当事者は交互に部屋に入

7. 利点

このように、専門家が 間に入る点が利点です。 これを裁判で解決しよ うとすると、それぞれが自 分に味方してくれる専門 家を雇うことになりお金 がかりますが、民調で は、最初からあっせん人 として専門家が入ってく 用はかかります。また、 裁判官は特定の分野の専 門家ではありませんので 当事者の主張を正確に理

8. 広報不足

は、あくまでも私個人の 意見ですので、その点、 1階にあります。しかし、ご了解ください。

4. ADR

裁判外紛争解決手続の ことをADRといいま す。裁判以外で第三者に 間に入ってもらう手続の ことです。交通事故専門 ば、医療過誤事案であれ ADRや建築紛争専門 ADRや金融商品専門 ADR などいろいろありま す。私が運営に携わって いる民調は、特に取扱分 野に限定はありません。

調査士、税理士、宅建士、 臨床心理士、社会福祉士 など他いろいろな団体か ら推薦された専門家で構 成されています。たとえ ません。

り、30分ずつ入れ替わり ながらあっせん人と話し ますので、当事者同士が 顔を合わせることはありません。

解できないことがありま すが、この点でも各分野 の専門家があっせん人と して入ってくれています。 広報不足です。

※なお、このでの記述

◆無料法律相談のお知らせ
本コラム読者の方 は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。 読者や、その紹介でも初回相談料無料、電話も可。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁 護士会所属、40歳、梅田法律会計事務所) 大阪府 北区梅田大坂市北区梅田1-2-211000 号、電話06-6345-1618・午前10時~午 後5時、<http://ameda-law.jp/>。主な役 職は、大阪弁護士会専門相談員(建築▽交通▽遺 言相続▽家事▽労働)、民間総合調停センター運 営委員、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティ ス受講。